都市と国家の関連について―urbansociologyに関する一考察 ―
藤田弘夫
シカゴ学派以来の伝統をもつurbansociologyには、「 国家」との関連で"都市"を分析していこうとする視角が希薄である。それ
では、urbansociologyのこのような特徴は何に由来するのだろうか。
本稿はこうした観点から、urbansociologyの「 国家」との関連におけるこのような学問的性格が何よりも、実際のアメリカの都市
での住民の社会生活を研究するなかから生み出されたものであることを明らかにしたい。そこには、他の先進工業国では例を見ない
「 分権的」 な国家形態と〈 ホーム・ ルール制〉に象徴されるアメリカの都市が創り出す独自の社会的現実があった。アメリカの都市の
もつ自律的""性格は近年急速に崩れてきているとはいえ、今日なお都市の住民生活の基本的形態をなしている。つまり、国家との関
係におけるurbansociologqyのこの独特の性格は何よりも、アメリカの都市における住民生活を反映したものなのである。このこと
は、urbansociologyの影響のもとにわが国で成立した「 都市社会学」の研究を進めるにあたって、努めて留意しなければならない点
一問題提起
となっている。
一九七〇年代以降、都市社会学の研究は大きく転換してきている。
最近の全体的な社会学研究の流れの変化とともに、urbansociology
つ
もその研究を大きく変貌させてきている。シカゴ学派以来の伝統をも
urbansociologyはこれまで何度も、社会学理論として脆弱さが指
ノーマルサイエンス
摘されながらも、クーン(TgmasKuhn)のいう通常科学として、
霧しい数の研究を蓄積させてきた(1)。
覧しかし都市研究は一九五〇年代なかばにハンター(FloydHunter)
u
権力構造」に関する研究分野が薪たに付け加えられていたものの、
によって、その後活発な論議を巻き起すことになる「 コミュニティの
rbansociologyの理論的展開それ自体は一九五〇年代末には、まっ
たく閉塞してしまっていた(2)。グリア(ScottGreer)はこの間の苦
〇年、われわれの都市イメージは分解途上にある。われわれの諸理論
公行政と政治行動を経験主義的に攻究するようになってからおよそ四
悩について「 都市研究者がインテンシヴな研究をはじめ、政治学者が
34 (4・21) 42 1

関係ないかのようである」
にはほとんど系統だった秩序がなく、データはそれらの理論とまるで
(3)と告白している。その間、Urbansoc-?
δ9yの理論としてはショーバーク(GigonSUob⑦rg)の「 四変… 数理
論」やワレン園(o-an傷く 『arren)の「 システム論」等が注目を集め
ニティの権力構造の分野が都市研究の焦点となっていた。
のものではなかった。むしろ六〇年代は、新たに付け加わったコミュ
た。とはいえ、これらの理論が従来の研究にとってかわるというほど
だが、一九七〇年代に入ってUrgnもsocδ-。gqyをめぐる状況は一
変した。カステル(録.OasteU)、ピクヴァンス○ ●(G◎F犀くicance)、
ロジュキーヌ(警い㌣oiue)、ハーロー(ζ。Har-oe)、ミンジオーネ
両・ ζ(ingiOne)等のヨーロッ。ハ系学者によって、活発に新しいパラ
ダイムの提唱がなされている。彼らはルフェーブル(=◎ いefeb護e)
やアルチセールい。》(-thUsser)等のさまざまな社会哲学に触発され
議論を展開している。彼らの研究の斬新さは、従来の鰻
ながら、都市社会学の研究分野に、かつて見られなかったほど多彩な
bansOc◎・i
◎ α 騎-yではほとんど等閑視されていた「 資本制社会」の概念を研究の
う
の社会学的研究に、新たな研究の地平を切り拓いたことは確かだろ
の研究課題だとしても、彼らが〈 都市〉 と〈 国家〉 との関係から都市
の研究がどのように進んでいくのか、ということについてはこれから
れたこれまでの研究をどのように評価すべきであるのか、またこれら
刻な社会問題を鋭く抉り出していることだろう。彼らによって饗導さ
〈 都市〉 を〈 国家〉 との関連のもとに把握し、現在の都市が抱える深
正面に据えたこともさることながら、ひとつにはこの概念によって
(4)
。
一方、伝統的なUrbanso凶co£-yにおいては、"都市"と国家""
との関係はほとんど問題にされてこなかった。Urgnsocigo9yには
うえで、それほど深刻な問題とはされてこなかった。
くの難点をもっていることが知られながら、このことが研究を進める
国家をも一構成要素として包含する〈 全体社会〉の概念との関連で多
たとえば、今目なおUrbansocio-ogyの代表的な理論となってい
係に関しては幾多の問題を孕んでいる。なるほどワースは
る「 アーバニズム理論」においてすら、〈 都市〉 と〈 全体社会〉の関
"アーバニ
ズム"を〈 産業主義〉 や〈 近代資本主義〉等と混同することを戒めて
いる(5)。この点では「 ワースとその弟子たちは、都市の発展の影響
が文化価値や産業化の影響から独立したものと考えていた」(6)とい
的典型」
ズムの内容として想定していたのは「 結局のところマス・ ソサエティ
えるだろう。しかしながら、それでいて、彼が実際に「 そのアーバニ
(7)でしかなかった。
さらにワースは、彼が〈 人間結合〉 の基本的なモデルを得ることが
できるとした「 都鄙連続体」舞(ban-r霞a一8nきtiUm)を設定するの
に際して、その両極に、全体社会の部分システムでしかない"現代の
産業都市"を、それ自体がト;タル・ システムである民俗社会""
(fo涛society)と対置させるといった論理的誤謬を犯している(8)。
かの混乱が見い出される。
ワースにおいてはこのように都市と全体社会の関係について、いくつ
アーバニズム理論にかぎらずUrbaづsocietyにおいては一般に、
〈 都市〉 と全体社会わけても国家""との関係は、あいまいなままに
放置されてきたといっても過言ではない。このことは程度の差はあ
34 (4・22) 42 2

た。この点が、最近ケッセルマン
れ、後のコミュニティの権力構造に関する研究においても同様であっ
(ζ⇔搾rK⑦sseヨlan)とローゼンタ
ール(Uon巴d図osenta-)やウォルトン(匂ohn毛a-ton)によって、
従来の〈 権力構造〉 研究の反省点として扱われている。
ともあれ、一九七〇年代以降、都市社会学は大きな曲り角にさしか
かっている。本稿はこうした観点から、urbanも ・ocio-o9yの独得の分
設定することとする。
題点をもたらすのかを、「 都市」と「 国家」との関連に絞って課題を
たこのことがわが国の「 都市社会学」の研究に、いかなる分析上の問
析的性格が、いったいどのような事情から生み出されてきたのか、ま
ニアメリカの地方制度と都市生活
まず、われわれはアメリカでの都市生活がどのように営まれている
のか、またそこでの住民生活をUrban◎sCio-09yはどのようにとら
えようとしたのか、というところからはじめてみよう。
アメリカにおいても住民は社会生活を営むなかで、霧しい種類の
織〉 を
〈 地域組織〉 を作り出している。住民これらの無限に錯綜する地域組
,制度的""なものとすることによって、社会生活を営んでい
る。Urbansocio槻-oyは、住民生活か規則的なものとなっていること
換言するなら、コミュニティの理論は地域組織が住民生活を
に着目し、しばしばここに「 コミュニティ」の概念を設定してきた。
制度"
化"させていることによってのみ、住民生活に関する包括的な社会学
域組織は実に多様である。このためコミュニティの概念もさまざまに
理論たり得た。しかしながら、住民の社会生活をく制度化〉 させる地
設定することが可能である。このことが当為(sein)として論じられ
いる。
ることとあいまって、この概念の多様性とあいまいさの原因となって
しかし合衆国で都市コミュニティ""等として想定されるような大
ている。そうだとすると、住民生活を
ティは程度の差はあれ、住民生活を強く「 制度化」させるものとなっ
リテイ〉等として「 法制化」 されたものとなっている。ミュニシパリ
規模な制度化された地域組織は多くの場合、その中核が〈 ミュニシパ
制度化""させている重層する
当然無視することのできないものとなるだろう。
さまざまな地域組織のなかで、ミュニシパリティ等の〈 行政組織〉 は
従来蔑banS◎cごiO9qyの研究においては、行政組織にかぎらず、
「 地方制度」 を構成する地域組織は通常それがが法制化"されたもの
姐上に乗せられることがなかった。かつてξ
であるだけに、もっぱら法学・ 政治学等の研究対象とされ、かえって
9nsocio-ogyを広範に
検討したマーチンデール(Uonとartind巴e)が、urbansOcio鱗-oyの
一つの課題としたのも、この「 制度」に関する問題であった(9)。
ここでわれわれは、アメリカの住民生活がどのように〈 法制化〉 ざ
統的に社会的範疇とされてきた
る。つまり「 地方制度」 を社会学的分析の枠外に置くのではなく、伝
れることによって「 制度的」 なものとなっているのかを検討してみ
"地域組織"として分析を進めること
とする。現在〈urbanity〉を強く示す聚落(sett一eヨe纂)(10)はどこ
でも、さまざまなかたちで"法制化"され、地方制度を通じて国家機
ている。現在「 国家の刺激は地方自治体政府の組織に変化を生み出す
構の一翼を担っている。しかも近年「 国家」 は益々その機能を拡大させ
34 (4・23) 42 3

最も永続的なそして力強い要素」(1)とすらなっている。マーチンデ
る。都市の時代はもはや終りに来たようである」
そのあとに国家を表現する新しいコミュニティがあちこちで育ってい
ールは「 現代都市はその外部的・ 形式的構造を喪失しつつある。他方
(12)として、現代の
都市をめぐる状況を説明している。では、urbanる ・ocio-ogyにおい
て、しばしば"コミュニティ"として想定されている〈 ミュニシパリ
に、どのように連接させられているのだろうか。
ティ〉 は法制化を通じて、より範囲の広い地域組織としての「 国家」
周知のように、アメリカの「 州」(state)は連邦琉(ederation)の
て重要である。連邦は
構成単位であって、〈 地方団体〉ではない。しかしこのことはきわめ
"地方制度"に関しては完全に州にまかせてい
団体は州の創造物
る。この点、わが国の地方制度と著しく異なっている。このため地方
(CreatUreOf・9tate)とまでいわれている。つまり
ルール制
合、アングロ・ サクソン的自治の伝統を独自に発展させた〈 ホーム・
地域組織の法制化の形態は州によって違っている。さらに合衆国の場
(hoヨerU-e)〉に象徴される分権的性格によって、同じ州
る。
地方制度を一義的にとらえることはきわめて困難なこととなってい
て、まったく住民にまかされているのである。したがって、合衆国の
ように地域組織を法制化させるのかに関しては、一部の権限を除い
内においてすら、地域組織のあり方は多様なものとなっている。どの
とはいえ、それでも、そこにはアメリカの地方制度として共通した
組織を、ごく大ざっぱに類型化させ、住民にとって身近なものから順
形態が見い出される。合衆国で重層的に法制化されている多様な地域
次指摘すると、ミュニシパリティ(日UniciPality)、クアジ・ ミュニ
シパリティ(ρUa。 ・i-m§iCiPa一ity)ーカウンティ(8§ty)ー州-連邦
のには、基礎的な「 地方団体」 をなすくミュニシパリティ
て、住民にとってもっとも身近な地域組織として法制化されているも
た地域組織は独特の形態を示すにいたっている。つまり合衆国におい
となる。これらのうちで、ほぼわが国の市町村に対応する法制化され
Vと、これ
る。ミュニシパリティが州から「 憲章
を構成しない〈 クアジ・ ミュニシ。ハリティ〉の二種類があることであ
(chartOr)」 を付与され、city℃
to≦PboroU身9h鷲く籠agqe等として住民の手に行政が任される自治"
体"となっているのに対して、クアジ・ ミュニシパリティはto≦n・
shiP℃to≦P<iUa轡建e等とさまざまな称呼をもちながらも、住民は"準
自治体"しか構成せずかぎられた自治しかもっていない(13)。
この点で、合衆国の地方制度は、若干の例外はあるにせよ西ドイツ
な形態をとっているといえよう。
「 地方団体」によって全領土が埋め尽されているのと比較して、特異
は〈 ディストリクト〉 に、わが国では〈 市町村〉 にといった基礎的
では〈 ゲマインデ〉に、フランスでは〈コミューン〉 に、イギリスで
基礎的「 地方団体」であるミュニシパリティのうちで、もっとも強
く〈Urgnity〉を示すのはもちろん、.city..である。だが、ひと
て多様である。ニュートン
口にシティとはいっても、その法制化された地域組織の内実はきわめ
閑(ennOげtZe≦ton)の指摘するように、
や歴史的経験によってはなはだしく違っている
合衆国のシティは階級・ 民族・ 産業構成・ 地方文化・ 建設された時代
(14)。たとえばシティ
を、統治組織を例としてごく大ざっぱに類型化させてみても、「 市
34 (4・24) 42 4

長―議会型」ヨ(ayorlcouncil)、「 議会ーマネージャi型」(councｌーi
ヨanager)、「 委員会型」(coヨヨition)等と著しく形態を異にした組
もに分有しながら所轄している
祉・ 道路管理等の行政を独特の形態でもって、カウンティや州等とと
織を構成するにいたっている。それぞれのシティは警察・ 教育・ 福
(15)。アメリカの地方制度をさらに複雑
なものとしているのが「 学校区(s9。oldistrict)」や「 衛生区(sa-nitarydistrict)」等、魑しい数の特別区"(℃sec巴idistrict)"の存
たアド・ ホック
在である。合衆国での住民生活は他のいずれの国にも増して、こうし
(ad.hoc)な地域組織との係わりのなかで営まれて
いるといっても過言ではない(16)。
このように、アメリカにおける法制化""された地域組織の特徴は
では、国家
格とそれにもとつく地方制度の〈 多様性〉 と〈 複雑性〉 にある。そこ
行政組織に典型的に見い出されるように、社会の極端な「 分権的」 性
連邦・ 州()とシティ等のミュニシパリティとの間には一
る。ここに、合衆国の地方制度のきわだった特徴がある。
義的な連関がないばかりでなく、連関そのものがきわめて希薄であ
三都市とurbansoc⊆iogyの分析論理
それではこうした現実に対して、Urbansocio-Oσgyはどのような
「 論理」でもって、都市を分析""しようとしたのだろうか。社会学
の関連で、住民生活を
究を進めていく。その際、都市の社会学的研究はまず聚落の広がりと
心のもとに対象を限定し、特定の因果系列を想定することによって研
者は複雑な社会現象の無限に錯綜する因果関係のなかから、一定の関
制度化""させている社会組織を見い出すこと
制度的"
に向けられる。では、どのような社会組織が合衆国の〈住民生活〉を
"なものとしているのだろうか。
比較的大きな人口集積地をなす聚落で、まず目につくのが二で論じ
たcity"to≦PboroUgh℃<i-lage等のミュニシパリティの組織であ
る。聚落がミュニシパリティとして"法制化"したものとなることは
連で分析しようとする社会学が生み出される。
目し、人口の集積する聚落での社会現象を、ミュニシパリティとの関
当然、そこでの住民生活を著しく規制することになる。このことに着
sociologyofcity矯
sociologyofto≦・n》sociOlogyofboroU97socio-ogyof<il一age等
の研究が成立する余地が、ここにある。
ところが、そこには決定的な問題が潜んでいる。なるぼど、city"
to≦PborOU97<i--age等の地域組織はミュニシパリティとして、
これらの名称を冠した聚落の社会現象を"制度化"させるものとなっ
自な展開をするにいたっている。さらに合衆国には、、
の原理〉に象徴される地方制度の「 分権的」によって、それぞれが独
ている。しかしながら、ミュニシパリティの組織は〈ホーム・ ルール
to≦n三℃s..や
、、
t
o毛n.、等のミュニシパリティを構成しない聚落が広範に分布して
いる。しかも、、to≦n二や.、<il-age..にいたっては同じ呼称をもち,
ジニ
ながらも、州によって〈ミュニシパリティ〉を意味する場合とくクァ
Y、ユニシパリティ〉を意味する場合の両方がある。こうなると、
制度化"
ュニシパリティとなっているのか、いないのかによって、住民生活を
同じ名称のもとに法制化された地域組織であったとしても、それがミ
これはもはや単なる地域組織の性格の相違にとどまるものではない。
"させる程度は決定的に異なっている。これではsocioδ9y
34 (4・25) 42 5

of
to
≦
n
や
sociolo
αgy
of
<
餌
il-geの研究を進めるといっても、研究
対象としてとりあげた
to≦
nやく三
ag
eがミュニシパリティとなっ
う。
ているかどうかによって、研究があまりにも違ったものになってしま
図
Aは聚落の人口規模と法制化された地域組織の称呼ととの関係
らかなように、合衆国全体では
ぞれの聚落に冠された称呼を付した。図中の㈲㈲㈲⑥⑥を比較して明
にしたがって、大きいものから順次小さなものへと並べてゆき、それ
を、ごく大ざっぱに類型化したものである。図では聚落を人口の規模
cityより人口の多い
to≦
nや、
to≦
n
より人口の多いく
illag
e等の存在はごく普通のこととなっている。つ
まりアメリカでは
city
"
to≦
n
℃
bo
ro
u9
7
<
i一-9g
e
℃
to≦
n
げs
iF等の法
対応するものとなっていないのである。
制化された地域組織の称呼と、聚落の人口規模とは、決して一義的に
このため社会学者がさまざまな社会現象を
so
cio-oひqy
of
city
"socig
log
y
of
to
芝
n
℃
so
cio-og
y
of
boroU
gh
》
so
ciolo
gy
oh
<
il-a9
ρ
socig
-og
y
of
to妻
n三〇等のもとに分析を進めていくと、著しい困難に突s
きあたる。今度はこれを
socio
log
y
of
cityに例をとって説明してみ
よう。社会学研究の常として
so
cio
log
y
o
f
cityも、当然研究の一般
サンジェルス等は巨大な人口を集積させた大聚落として共通した性格
それぞれのシティによって異なっている。ニューヨーク、シカゴ、ロ
の組織形態が、二で論じたように、こと統治形態にかぎってみても、
れでいて、その聚落の社会現象を「 制度化」させるミュニシパリティ
い小聚落から数百万の規模をもつ大聚落まで存在している。しかもそ
化・ 理論化を要請される。しかしシティには人口二、○○○に満たな
図 A
34 (4・26) 42 6

ンジェルスではこれらの行政を、教育区等の
大学等のほとんどの分野をカバーしているのに対して、シカゴやロサ
引き出すことはできない。ニユーヨークの行政が教育・ 福祉・ 病院・
をもつものであったとしても、そこからミュニシパリティの共通性を
特別区""やカウンテ
ィ・ 州・ 連邦にまかせている。
このためシティの研究を進めるには、分析はニューヨーク、シカ
あまりにも多様なものであるだけに、切断されがちとなる。
い。そこでは、シティの組織形態と聚落の人口規模との関連はそれが
統治構造に関する〈 様式〉 や〈 形態〉に沿って進められることが多
る。その際、シティの理論化はミュニシパリティのリーダーシップ等
ような権力の分有形態を通じて組織されているのか、ということであ
それぞれのシティが「 カウンティ」や「 州」さらには「 連邦」とどの
握することに向けられる。シティの研究にとってまず必要なことは、
ゴ、ロサンジェルス等研究対象として取りあげたシティの具体相を把
その上、聚落のcityといった格付けはその設置基準が多様なもの
となっているだけでなく、その資格が法的""なものであるために、
って、中間というものはない
「 憲章」として州から与えられるか、与えられないかのいずれかであ
oこうしたことから、sOcio-09yo暁city
ないものとなっている。
の研究は、社会現象を聚落の人口規模との関係で段階的にとらえられ
このような都市的現実に対して、都市の社会学的研究はどのような
か。
分析方法を設定することによって、研究方法を確立してきたのだろう
二〇世紀を迎えてから一層加速度的なものとなっていった合衆国に
おける「 産業化」「 資本主義化」とこれにともなう急激な"都市化"
ィ秩序
は、それまでミュニシパリティが作りあげていた聚落のくコミユニテ
Vを急速に解体させていった。産業化の進展はcity"to≦P
boroug貫くi--age等のミュニシパリティの種類を越えて、それぞれの
したものとなっていた。
なくなっていた。都市問題の深刻さは、むしろ聚落の人口規模に比例
れた地域組織の種類から、コミュニティの問題を説明することができ
聚落に共通した各種の社会問題を噴出させていた。もはや、法制化さ
こうしたことから、都市の社会学的研究は社会問題を..city..等
の要因となってるく
のミュニシパリティの組織との関連で分析するのではなく、社会問題
urbanityVを生み出している大量の人口集積が
合衆国における都市社会学の研究がく
見られる聚落の規模との関連で分析するものとなっていた。ここに、
sociologyohcityVとしてで
はなく<Urbansociology>として成立する事情があった。urban
socioぴlogyの誕生を告げたパーク幻(obert国.FΦr醤)の論文「 都市」
である。
唆」は、こうした状況下における社会学者の姿勢を端的に物語るもの
に付された副題「 都市的環境における人間行動研究のための若干の示
パークにとって、コミュニティの問題はミュニシパリティとしての
にいたった聚落での
聚落からではなく、急激な産業化にともなって巨大な人口を集積する
人々の行動""から説明されるものであった。し
たがって、そこでの都市(city)はミュニシパリティとしての性格と
は無関係に「一種の心の状態(as鉾teofヨind)であり、またもと
もとこれらの慣習のなかに息づいており、その伝統とともに受け継が
34 (4・27) 42 7

れている態度や感情の集合体でもある」(17)として定義されるもので
あった。さらに、Urgnsociologyを象徴するものとなっているワ!
変数〔 人口の量・ 密度・ 異質性〕によって定義された都市
スの「 アーバニズム理論」においても、アーバニズムは聚落の人口の
(city)か
ら生み出された人々の"生活様式(妻ayoflife)"であった。
現在、合衆国の都市的地域(Urba巳zed①rea)はcity讐to毛P<i-・
-age等の法的資格をもつ聚落の地理的領域といった基準ではなく、
うに「 統計的」な数値によって定義されている。最近では、
法的称呼は何であれ、人口が二五〇〇以上集積している地区というよ
Urbanと
いう言葉は〈city>よりもむしろ〈rnetropO一itancoヨ3Unity>を
指すことの方が、はるかに一般的になっている(18)。
したがって、現在のUrb鋤nsOciologyは大規模な人口集積との関
係を分析の中核に据えている。マンツ国(arl国.寓untz)はフェアチ
ャイルド(H.F.Fairc三ld)の編集した『 社会学と隣接科学』と題す
る辞典で「 ξbansociologyとは、限定された地理的領域の内部に人
する研究である」
口が集中することによってひき起される社会・ 経済的適応と調整に関
(19)と主張している。この説明からも窺えるように、
Urbansociologyは大量の人口集積が認められる"聚落"との関連で、
社会現象の因果分析を行うのである(20)。そしてこの点こそがurbpn
socioloぴgyの「 認識根拠」をなすとともに、urgnsociolOgyの学問
的性格を特徴づけているところなのである。したがって、Urb・9nso-ciologyの「 存在根拠」はこうした認識根拠にもとついて、どこまで
のような認識根拠にもとついて構成される社会学理論の開示する意義
経験的な社会学理論を構成できるかにかかっている。換言すると、こ
が、Urgnsocio-ogyの「 存在根拠」となっているのである(21)。
以上のようなUrbgnsocio-ogyの分析的性格と合衆国でのシティ
に関しても、連続体の両端をなすのは、
招いてきた。たとえば数多くの調査を累積させてきた「 都鄙連続体」
の独特の組織形態とはあいまって、都市社会学の研究に幾多の誤解を
.urban.、と、.rural二とい
体の一方の極が〈
う形容詞でもって「 理念型」 化される聚落である。したがって、連続
city>ではあっても、他方の極は決して〈<iU餌9e〉
と称呼される聚落ではない。cityに対置されるのは、マッキーバー
(菊≦』 ≦]mc-<er)とページ(0ゴarlesH・Fage)の共同著作『 ソサ
エティ』に典型的に見い出されるように、あくまで〈cOUntry>であ
る(2)。アメリカにはto≦nsh℃等クアジ・ ミュニシパリティしか構i
成しないha巨et等と称呼されるく<i--age>よりもはるかに小さな
聚落が広範に分布している。
四drbanSociOlogyと都市社会学
「 都市社会学」がurbansociologyの影響のもとに成立したことに
ついては、疑問を挾む余地はない。しかしながら、UrbロnωociO-ogy
影響をもたらすのだろうか。
の相違が「 都市社会学」の社会学としての分析的性格に、どのような
て彫琢された。それでは、日本とアメリカでの実際の都市の組織形態
は既に論じたように、独得の様相を呈するアメリカの都市を舞台とし
アメリカの都市は行政組織に象徴されるように、同じものを見つけ
うとしても、問題の扱い方はミュニシパリティがどの範囲の権限を州
るのが困難なほどである。このため、こと「 都市政治」の研究を行お
34 (4・28) 42 8

ることに主な関心を示してきた
ついてのアメリカの社会学的研究は、権力の所在に関する問題に答え
ることから、組織そのものが常に流動的になっている。地方自治体に
リティの組織はミュニシパリティ自体の決定によって簡単に変更でき
形態で組織されているのか、によって違ってくる。しかもミュニシ。ハ
との関係で「 憲章」として保持しているのか、またそれがどのような
(23)といわれるのも、一つには合衆国
ある。
での都市の権力がきわめて多様な形態でもって組織されているからで
したがって、urbgansociologyの研究でまず必要とされたのは、そ
ぎらず、一つの社会学的調査の方法とすらなっていた
わめて大きな比重が置かれていた。コミュニティ研究は都市研究にか
の組織形態が多様で流動的なものとなっているだけに、社会調査にき
れぞれの都市の具体相を把握することだった。その際、合衆国の都市
(24)。都市の社
て客観的で
会的現実は何よりも現時点での経験的な「 社会調査」 をまってはじめ
科学的""たりうる資料を獲得することができた。つまり
urbansocioloαgyにかぎらず、アメリカの社会学的研究一般におい
リカ社会の〈 多様性〉 と〈 流動性〉 という点に求められる。
て、何にも増して経験的な社会調査が強調されるのは、こうしたアメ
これに対して、わが国ではいささか事情を異にしている。ショーバ
ークが「 日本の産業アーバニゼーションは、少なくとも部分的には支
配集団の対外的な地位や権力への考慮から生み出されている」(25)と
指摘しているように、国家""が都市に決定的な影響を与えている。
「 地方自治法」によって、人口との関係から市議会の議員定数の範囲
都市はミュニシパリティのような〈 自律性〉 をもち得ず国家法たる
い。
よってではなく、国家によって決定されているといっても過言ではな
ている。日本では行政組織にかぎらず、都市の組織形態は都市自体に
にいたるまで、こと細かく画一的な形態でもって統制されるにいたっ
このためわが国では、合衆国で一九六〇年代を華やかに彩ったハン
ターとダール幻」().Uahl)によって代表される「 コミュニティの権
力構造」 をめぐるような論争は起り得ない。わが国では"都市の権力
構造"は、国家が一元的に法制化することで「 制度的」 なものとなっ
ているのであり、シティのようにミュニシパリティとしての自律"
性"も、また統治機構の〈 多様性〉 も〈 流動性〉 ももち得ていない。
カほどではなかった。ニュートン
地方制度のモデルとなったイギリスでさえ、その分権的性格はアメリ
同じアングロ・ サクソン的伝統のもとに分権的地方制度を育み世界の
(KenneげtZe≦ton)はイギリスで
なものであり、全体のシステムは高度に集権化され、地方も国
すら「 シティは公的な統治構造や中央政府の関係に関しては似たよう
(ナシ
ョナル)も、ともに統一されたものとなっている。その結果、『 誰が
らない。少なくとも調査の初期の段階ではそうである」
支配しているのか』といった議論は、イギリスではあまり問題とはな
(26)という。
こうしてみると、Urbansociologyが自明のこととした都市が自律"
的"なものだとした仮説は、合衆国以外のコミュニティが検討された
時には怪しげなものとなる(27)。こうした観点から、近年アメリヵで
度が活発に論じられている。
も、合衆国の地方制度とは著しく対照的な集権的なフランスの地方制
つまり日本やフランスでは「 集権的」 な国家形態のために、住民生
34 (4・29) 42 9

活を〈 制度化〉 させる都市の行政組織は、国家の問題""ではあって
も、"都市の問題"ではなかった。換言すると、日本やフランス等に
市の権力構造をめぐって導出される問題群は現状との絡みで、この画
ぞれの都市の「 市民の問題」ではなかった。したがって、わが国で都
おいては、都市の統治形態は何よりも「 国民の問題」であって、それ
一的に〈 法制化〉 された都市の地域組織を、どのように社会学的に
分析""するのかに関してである。
それでも日本で、あえて「 コミュニティの権力構造」 をめぐってな
ィの権力構造といったレベルではなくて、「 地方自治法」によって
される論争の余地を求めるとすると、合衆国のようなミュニシパリテ
法"
制化"されていないものの住民生活において広範に〈 制度化〉 されて
いる地域組織となっている"町内会・ 自治会"等の住民組織に関して
その制度化の形態は実にさまざまである。
だということになる。町内会・ 自治会は法制化されていないだけに、
Urbansocio-ogyの影響を
る。
調査をこの分野に集中させてきたのも、一つにはこうした事情によ
強く受けた都市社会学者達が、経験的な研究を旗印として、精力的な
これに対して、マルクス主義者達は、とかく「 都市社会学者」 が等
閑に付しがちな国家""との関連を都市研究の正面に据えて研究を進
困難に迫っていった
済〉 との関連のもとに、総体としてとらえることで、都市が直面する
「 地方自治法」で画一的に設定された都市の権力構造を〈資本制経
めてきた。彼らは都市研究に多岐にわたる論点を提供しながらも、
(28)
、
かかる研究とはまた別の分野で、都市だけでなくさまざまな制"
度"の背後に潜んでいる日本の〈 社会組織〉 がもつ本源的性格を抉り
とが自明のこととされていた。
理論〉 を求めるに際して、そこでは日本の都市社会学原理だというこ
都市研究へと進んでいった鈴木栄太郎にしても、都市社会学の〈一般
衛門等の都市への言及はこの脈絡から行われたし、農村研究から戦後
出そうとする研究が、早くから進められてきた。柳田国男や有賀喜左
クロダ(yasu8asaK口ro9)が日本のローカル・ コミュニティを
に視点を据えて分析を進めたのは、アメリカでは地方制度の
研究する際に、その権力構造を「 国民国家」のうちに位置づけ、ここ
分権"
的"性格によって、ローカル・ コミュニティを〈 孤立的〉に索出して
分析することができたのに対して、わが国ではその強い"集権的"性
(29
立的〉にとり出したのでは、有効な分析を行い得なかったからである
格のために、ローカル・ ゴミュニティを「 国家」から切り離して〈 孤
)。ともあれ、わが国では、都市の社会学的研究を進めるにあたっ
て、都市の行政組織を、それがどこまで住民生活を制度化""させる
なければならない。
〈 法制化〉 されたものとなっているという事態を踏まえて分析を行わ
ものとなっているのかは別として、国家機構の一環として画一的に
五アメリヵにおける住民生活の変化とUrban.
ωociology
近年の産業化の一層の深化と拡大とによって、アメリカの都市は大
きな変貌を遂げてきた。これにともなって、city殖tO≦Pboroug7
<≡age等もかつてもっていたほどの強いミュニシパリティとしての
34 (4・30) 43 0

"自律性"を徐々に喪失してきた。ニュー・ ディール以降、連邦政府
らに加速度的なものとなってきた。
の権限は着実に拡大してきている。この傾向は一九五〇年代以後、さ
もはや都市が抱える深刻な社会問題は、ミュニシパリティの努力だ
比較して都市としての成長が速くなっている
財政・ 職業構造・ コミュニケーションいずれの分野でも、他の都市と
権的地方制度を反映して小さな田舎町に置かれている「 州都」 が人口・
は都市問題に積極的に介入していった。この結果、首都ワシントンや分
けでは解決することができないものとなっていた。連邦政府や州政府
(30)。連邦政府や州政府
はミュニシパリティの活動に大きな影響を与えるようになってきた。
わけても、ジョンソン政権下の「 偉大な社会」建設にもとつく一九
らかに逆であるとまでいわれている
とすれば〈 都市〉〈 州〉〈 連邦〉の順であった。しかし今日それは明
ーソン的な見解によると、地域社会への忠誠という点で階層をつける
て、アメリカ人が伝統的にもっていた価値観も変ってきた。ジェファ
争の隆路は、連邦政府の機能を著しく拡大させた。これにともなっ
六〇年代後半の合衆国の一層の福祉国家化と対外面でのヴェトナム戦
(31)。都市の問題はミュニシパリ
ものとなっている
くのアメリカ人とっては、国家的経験の方が、ずっと身近で現実的な
さらに、たびたび転職することによって根無し草になってしまった多
ティだけの問題でないことを、住民も強く意識するにいたっている。
(32)。シティが〈コミュニティ〉 として自律的に処
と密接に関係したゾーニング
理できる問題は益々かぎられてきている。なかでも、人種問題やこれ
土地利用()の問題では、ミュニシパリ
ティの決定が連邦レベルでの決定によって大きく規制されるにいたっ
ている(3)。レーガン政権の登場以後、こうした動向に対する若干の
転させるほどのものではない
手なおしが試みられているものの、ニュー・ ディール以来の趨勢を逆
(34)
。
このような現実の都市生活の変化は当然Urbansociologyの研究
にも大きな蔭を下している。ジャノウィツ(ζ.冒no≦itz)やグリア
した「 有限責任のコミュニティ
の包括的な〃 コミュニティその概念に代って、分析の射程範囲を制限
等は都市研究に長い伝統をもつ人間生態学や古典的なマッキーバー等
(coヨヨUnityo臨li8itedliabi-ity)」
の概念を提起する(35)。このようなコミュニティ概念の提唱は、都市
が連邦や州の統制のために以前ほど自律的""なものとして扱えなく
があった。
こには何よりも現実の〈 都市〉 と〈 国家〉 との関係の変化という事情
後には、この概念の社会学的な彫琢ということもさることながら、そ
とした。つまりアメリカでの〈 限定的コミュニティ〉の概念提唱の背
ともに、社会問題を住民の日常生活とかかわるかぎりで取りあげよう
なっているためである。そこでは、コミュニティの概念を限定すると
その間都市生活の変化を、このようにコミュニティ概念の分析範囲
た。六〇年代に入って、従来
関係を積極的に取り込んでいこうとする試みがなされるようになっ
を縮小して扱おうとする動きとは逆に、都市研究に〈 全体社会〉 との
urbansoci
。
-ogyには希薄であった〈 全
いる。
体社会〉 との関連を分析装置に組み込んだ斬新な研究が生み出されて
たとえば、ワレン(菊oland芝arren)が"コミュニティの社会体
系分析"を行うにあたって、コミュニティのさまざまな社会的単位や
34 (4・31) 43 1

(
下位体系相互の構造的・ 機能的関係を示すとした〈水平的パタン
horizontal娼attern)〉によるコミュニティ内部の分析と並んでコミ
の関連で構造的・ 機能的関係を示すとした〈 垂直的パタン
ユニティのさまざまな社会的単位や下位体系をコミュニティ外体系と
(<ertical
pattern)〉による分析を強調しているのは、最近の都市が彼のいう大
変動(thegreatc鋤hnge)の結果、強く全体社会の影響を受けてきた
からである(36)。アメリカの都市社会学者達の間にも、国家レベルの
響を与えているとした認識が次第に一般的なものとなっている
権力が都市の生態学的秩序だけでなく、都市自体の成長にも大きな影
(37)
。
このことは州やメトロポリタン・ エリアに関しても同様であった。
オルソン(Ua<idζ・Olson)はコミュニティの権力構造をめぐる論
争について、ハンターのアトランタ市での調査結果とダールのニュ
ー・ ヘヴン市での調査結果との相違がジョージア州とコネチカット州.
ポリタン・ エリアの違いにもとついていると指摘する
の調査結果の相違が州の違いとともに、二つの市が属しているメトロ
の違いに求められると同時に、ニュー・ ヘヴン市とシラキュース市で
(38)。多彩な議
いうことはあまり本質的な問題とはならない
るいは誰が公的機関を支配している人に影響力をもっているのか、と
程が外部の力と密接に繋っているならば、誰が支配しているのか、あ
論を展開してきた。コミュニティの権力構造論も、もし都市の政治過
(39)。最近ではアメリカ
きている。これにともなって、
でも、都市を独立変数の如く分析する研究に幾多の批判の矢が放れて
urbansociologyの研究にも、かつて
れている。
見られなかったような「 国家」との関連を強く意識した研究が進めら
六結語
以上の点を踏まえて、一で提起した問題とのかかわりから、ここで
本稿の一応の結論づけを行うこととする。
アメリカの住民生活はきわめて分権的な「 国家形態」と〈 ホーム・
ルール制〉に象徴されるこれまたきわめて分権的な"地方制度"のも
として発展してきた
基礎に、新たな土壌の上に自由な精神をもって資本主義的活動の中心
異った文化をもったさまざまな人達によって、すでに発達した技術を
代都市として、ヨーロッパ諸国、アフリカ、西アジア、東アジア等の
からの連続、あるいはその変化として生れたのではなく、最初から近
とに営まれている。アメリカの都市は、古代あるいは封建社会の都市
(40)。そこには、かつてトックヴィル(≧e×isde
Tocρue<il一)が合衆国の民主制""の基礎だとした独特の社会組織の
原理が息づいている(41)。
シカゴ学派の伝統をひくロrbansociologyは現在多様化し一義的
リカの都市の社会的現実から生み出されてきた。このため
に説明することのできないものとなっているとはいえ、こうしたアメ
Urbgnso
・
cio-ogyには「 都市」を「 国家」との関連で分析する姿勢が希薄であ
る。
アーバニズム理論においても、都市の住民生活を〈 制度化〉 させる
大きな契機となっている"ミュニシパリティ"の問題は、ほとんど無
によって、
視されている。しかしこのことは、合衆国の都市が分権的な地方制度
city℃to≦PboroU9貫くi-lage等のミュニシパリティとし
ての秩序を多様なものとしていたからであった。アメリカでの都市の
34 (4・32) 43 2

社会学的研究が〈socio-ogyofcity>ではなく、〈Urbansoc早i
logy〉として成立した理由もここにある。Urb鋤nsoc一ologyは聚落
ることに着目したのである。
の法的称呼は何であれ、社会現象を大量の人口集積との関連で分析す
都市の社会的現実は、都市を構成する組織の多様性のため経験的な
なかで、
にミュニシパリティはこの種の調査報告にもとついて、自らの権限の
「 社会調査」をまって、はじめて明らかにされるものであった。さら
city"類toPborou9戸くillage等の統治組織まで含めたさま
ざまな組織を変更することができた。この点「 地方自治法」によって
一元的に"法制化"されているわが国と著しく対照的性格を示す。ミ
ュニシパリティは分権的な地方制度のもとで、そこまでの自律性〃"
アーバニズムの論理における社会統制
を育んでいた。ワースにとって「 政治組織の問題はやはりあくまでも
(したがってまた合意)の問題
にすぎなかった」(42)といわれるのも、一つにはこのためである。
urban8cio-oσgyの研究はあくまで「 分権的」 なアメリカ社会におけ
る都市を分析""するなかから生み出されてきた。
しかし最近のアメリカ社会は急激に変貌しつつある。国家機構を構
成する連邦や州はかつてないほどに住民生活を制度化""するものと
と移行しつつある。だが、そうした兆候はずっと以前から現われてい
パリティの作り出すコミュニティから、もっと大きなコミュニティへ
うな自律性をもち得なくなっている。住民の「 生活世界」 はミュニシ
ってミュニシパリティの活動に介入している。都市はもはや以前のよ
ることは益々困難なこととなってきている。連邦や州は多方面にわた
なっている。このため〈 国家〉 との関連を捨象して〈 都市〉 を説明す
るリンド
た。いち早くこうした変化を描き出したのが、古典的著作となってい
図(obert日yn◎)の『 ミドルタウン』である。産業化の進展
は着実にかつてのローカル・ コミュニティを切り崩していった。
最近ではマーチンデールの指摘するように、どこでも「 都市」は
「 国家」という強力なコミュニティを前にして、"コミュニティ"とし
ての自律性を喪失させている(43)。このため多様な形態をとる都市の
権力の分析を行うにはウォルトン冒(hn毫alton)の主張するよう
的都市文化
に、分析の単位は都市それ自体にあるのではなく、むしろ都市と国家
(ngtio葛--Urbanc詳UUre)の諸制度との問の諸関係に求
められる(4)。つまり都市の諸制度の研究にあたっては、なぜ、ある
ある
い自律性を認めるのか、ということを問題としなければならないので
国においては国家が都市を統制し、他の国においては国家が都市に強
(45)
。
UrbansOciO-oσgyの研究は初期の〈 人間生態学〉 や〈アーバニズム
そこでは、アメリカの都市の社会的現実を反映して
ながら、当然アメリカの「 文化」 や「 時代」 の制約を強く受けている。
理論〉に象徴されるように、都市の普遍的な理論をめざすものであり
"都市"と国家""
との連関が切断されがちであった。これに対して、最近の都市研究を
一変させたといわれるM・ カステル、C・ ピクヴァンス、J.ロジュ
キーヌ、M・ ハーロー、E・ ミンジオーネ等ニュー・ アーバンソシオ
しても、一つには、彼らの研究が合衆国よりもはるかに「 集権的」 な
〈資本制社会〉の概念をもって進められてきたことの当然の帰結だと
に置いている、このことは、彼らの研究がマルキシズムの影響下に
ロジスト達の研究は分析の一つの焦点を「 都市」と「 国家」との関連
34 (4・33) 43 3

めである。ハーヴェイ
地方制度のもとにあるヨーロッパ諸国の研究から生み出されてきたた
(DavidHarvey)の指摘するように、さまざ
まな時代にさまざまな国々に都市は存在する。だが、"都市"もしく
は"都市的なもの"の意味はその全体的脈絡に応じて変わる(46)。そ
な地方制度をもつわが国で
て反省が見られる都市研究において、ヨーロッパよりもさらに集権的
うだとすると、合衆国ですら最近都市の社会的現実の変化にともなっ
国家""との関連を切断したまま「 都市社
会学」の研究を進めることは、伝統的なurbansociologyが直面し
た以上の困難を抱え込むことになるだろう。
(1)本稿では、広く都市の社会学的研究を示す時には単に都市社会学と
し、アメリカでの都市社会学を表わす際には原語のままurbansociology
と表示する。さらに、urbansociologyの影響のもとに成立した都市社会
学を示す時には「 都市社会学」と標記することとする。
(2)高橋勇悦「 都市化社会の社会学 ―都市社会学の危機と再生ー」 『 社
都市社会学の理論的危機に関する一考察 ―」『 社会学評論』一 〇五号、
会学評論』一 〇〇号、一九七五、藤田弘夫「 都市社会学の理論的課題―
一九七六。
(3)ωcottGreer"Tミ肉ミミ讐ミ晦9心、さミaNdR§ミ耐噂The
FreeFres℃s-8。 ・グリアb(奥田・ 大坪土ハ訳)『 現代都市の危機と創造』
鹿島出版会、一九頁。
(4)続々と出版されているニュー・ アーバン・ ソシオロジスト達の文献と
翻訳の主なものとしては次のものがある。M・ ボッフィ/G・ ベルゴラ他
山田操編訳()『 現代都市論』恒星社厚生閣、一九入○、西村茂「 フランス
〇、吉原直樹「 都市の危機と都市社会学の新しい展開」山岸・ 平野・ 宮家
における都市社会学理論の展開」『 名古屋大学法政論集』八五号、一九八
編著『 生活の学としての社会学』総合労働研究所、一九八二、C.G・Fic甲
く9nce(ed.)℃q＼ba§恥09◎ ご讐℃Ta<istocぎ㊤ミ℃山田・ 吉原・ 鰺坂共-訳『 都市社会学』恒星社厚生閣、一九八二、匂ohnζ●Goerin9(ed●)"
§、x§dC賊せ、》硲ミ㌧ 禽ミミ℃飾Oミ;ゲーリング他(奥田道大・
広田康生共編訳)『 都市の理論のために』多賀出版、一九八三、町村敬志
「 都市社会論の国家論的位相」『 思想』七一一号、一九八三。
(5)ピouisミirt互drb僧nisヨ"saミayo臨いife℃毎●/● ⑦こ・<o●蔭剃噂 l
-り ω。o"ワース(高橋勇悦訳)「 生活様式としてのアーバニズム」鈴木広編
『 都市化の社会学』誠信書房、昭和四〇年、=三二頁。
(6)G達eonSUober9噛coヨP鋤r鋤ti<e¢rb僧nSocio-ogy℃in幻。閑」≦erton"
[
●】Wrooヨ卿ピ・S●cottre-一r・(eds●)℃留ciO、o偽yTo織a隻"Harper卸
幻o≦"2●y;-⑩$"<ol・目"℃●ω含●
(7)鈴木広「 都市化と産業化」嘗甲永・ 塩原土ハ編『 社会学原論』有斐閣、昭
和五〇年、三三〇頁。
(8)GideonSUoberg"Theory℃and幻esearcげ一nd.rbanSocio-ogy"
F・N[H"user俸ピ● 閂Sgnore(eds●)》Q、ミ⑦ミ魯ミ.q、baミNミ賊 §矯
匂ohnぐくi-ey俸SOns℃Z・yこ目り ①9℃ ●H①一 ●
(9)Uon】 ≦鋤rtind巴ρFref鋤ctory幻eヨar犀s=TゴeTげeoryoftheΩty℃
in≦]artind巴e卿Zeロ三rげt(eds●yTミC"竜曾さxミ耐b恥 ♪Tゴe
FreeFreωs"2●yこおα ○ "Pや●α ω1竃.
(10)集落の語は集村のニアンスを強くもつので、散村が広範に分布する合
衆国では誤解を避けるためにも聚落の語を用いた。
(1)2orton国.いong℃弼o一iticsa
、
ndげtecityりinい・F●Sずcnore卿=●
Faigin(eds・)℃q＼ba§Ra§、審a§ 織ぎミ遷ミa§ ミN簿SggeFub一i・
c鋤tions噂-88シュノア・フェ!ギン編(礎村英一訳)『 都市調査と政策
計画』鹿島出版会、昭和四五年、所収、一一六頁。
34 (4・34) 43 4

(12)UonN【artind巴e"O辱・9、こp・ON●
(13)O・幻●》driρn俸C●Fress"Go魁僑、ミi§偽'q＼baミ鉢ミ Q＼魁らa噂αげted堕

tion竃cGroξHiU℃㊤ミH"窓」。下置。b.
(14)K2ne92e≦toPOo§ヨunityFo-iticsandU①cision-竃a鉱n9=

Tゴe諺§eric僧n国×periencean山-tsピessons鳩in丙enyoU雛9(ed●)℃

肉⇔ ⇔負y⇔もN、凝鳴⑦、ミ亀鳥/q、蝕aNぎNi識c即The罎鋤cnρi一-9n"いondon℃

1㊤『伊p..ll●

(15)∪鋤くΩ》iOapUtPq＼9ミ国ミミ鳶a、↓書ぎ獄遷』、鷺§ミ旨a℃

≦H

。

Free§n俸Co暑きyMSa葛§ciscP-㊤刈Oも℃.り窃出伊∪§ne

いocarP8魯"ぎ鳶ミ畠ミ㍗恥、a譜aN亀卜SミGミミ§ §§謎T冨】≦cヨi-

l-an℃Z●yこ窓● ㊤ω山ω。●

(16)匂ohnρ切o--ens℃憩§黛、豊ミミ9竃§ミミミ、ミqミミ

⑦、亀討9d.ni<ersityo{ca貼liorn鋤iFress"ピos>「n的e一ρ㊤㎝刈・1

(17)図国・や.ar閃》TheOity=Su99estionsfortぽeln<esti9鋤tionsof

=U§鋤n】Weずa<iorinげ.teqrba昌国n<iron§ent"。パーク(笹・森…雄訳)「都

市」鈴木広編、前掲書、五八頁。
(18)>bδs工●国a宅-ey博qさa§⑦09偽竜、毎§肉らO§O偽ごaN＼一、特、O無ら壽℃

」oh昌≦iley卸Sons℃-nc・矯2●yこ-㊤刈一噂O●届ρホーリー(矢崎武夫監訳)

『都市社会の人間生態学』時潮社、昭和五五年、一九六頁。

(19)国ar一国.寓untZ噂、帆socio-ogy℃Urban℃、inb軌ミご§遣ミ砺09ミO讐

a§亀鳶ミ鳴Nd⑦9§聴℃Henry℃・F鉱rcぼロl(ed●)℃ぼtt-e⇔e-d℃>9ヨσL

卸coこToto≦a矯ツ「e≦・}ersey
℃㊤刈HO℃やωoもQ●

(20)フィッシャーは最近のマルクス主義の都市研究者との論争で、「都市

を確認している。しかしそうだとするとこの主題は都市社会学だけのもの

することである」として」シカゴ学派の研究者を代表するかたちでこの点

社会学の研究主題とは、定住地の様式と社会生活との相互関係を明らかに
く交錯するものとなっている。Ω
たといえるだろう。この点で、都市社会学と人文地理学の研究領域は大き

ではない。人文地理学は何よりもこの主題を正面に掲げて研究を進めてき

audeS

●Fisger"On昏e家ar×ian

O犀a-一enαqtodrbanSocigogy"フィッシヤi「都市社会学へのマルクス

主義的挑戦に就いて」奥田道大・広田康生共編訳、前掲書、一一九頁。

(21)藤田弘夫「地域社会学の方法と構想」『日本都市の社会学的特質』所

収、時潮社、一九八二、四三ー八二頁。
(2)菊]≦●】≦鋤c-<er卸cび"r一es=●Fage℃砺oc鳶せ、卜NN§、、Odミミご・

ミa蓬トミa膏詮3Tびe≦]9cgi一一anFreω ωピtαこ㊤α ρHPp●ω.HoIωNΦ ●

(23)寓igae一}●Hin"『ミ⑦8"ミO讐ミ、、§鳶c卜d§軌ミ物融ミ蝋§憶

箋eidefeld卸Zico-soPHO刈。b℃ヒル(渡辺保男訳)『行政の社会学』学陽

房書、一九七六、二四二頁。

(42)co-in切eU卿国o≦餌rdツ【e≦・by℃COミ鴨ミ・ミ'N"受⑦、ミ亀軌"♂George

》-len俸d.n≦・in噛いonαon℃H⑩刈H℃やbOαド●
(25)G自ieouS」oberg℃Tげeoryand図ese鋤rchぎdrb鋤nSocio一omy℃in

F●竃・=餌口ser印Schnore(eds●)噂㌧●ら蟄こOP●H刈S

(26)塚ennegZe≦8n℃Oo§§unityFo-iticsandUecisionζa江n9℃

國enyoun9(ed・y③辱●6"、こ℃ ●].bo・
(27)寓①r犀Kesse一ヨ⇔nan自Uon巴dしσ●幻oseuta一℃いoca一Fo≦eran創

Oo§P鋤r餌ti<eFo一it一cs矯in♂<b・Ha≦一ey帥閏]≦●≦.irt(ed砿.)℃↓ぎ

⑦鳴ミミ/ミCOミ§ミミ竜ぎミミ℃NndこFrent一ceHa--匂国昌g一e妻ood

O唐-is℃Z・い噂㊤刈♪HP℃ ●GQ①Q-Qo① ⑩・
(28)最近のものとしては、蓮見音彦編『地方自治体と市民生活』東京大学

出版会、一九八三。

(29)yasu§as鋤Kurod僧R恥ミ団、oミN・.毎砺ミ亀ミCoミ§ミミ③ぎ・

ミミ⑦㌣§ミ蓋aミdきミ魁らミC誉aN偽♪Thedni<ers一tyofHa≦aごi

34 (4・35) 43 5

クロダ(秋元律郎・小林宏一共訳)『地方都市の権力構造』勁草書房、一

九七六、九頁。

(30)G一enn園●C鋤rro-卸匂oげnぐく●〈【Heyer℃O⇔pitalCitiesinげte

》ngericand「rb餌nSystenρ=The一bρPpctohωtate国×P鋤nsion"毎./● ⑦二

くo●-OQOQ鴇7【o<enりber》目㊤OQbo℃PP●α ① α1α刈OQ・
(31)Zorton国●ピong」nU●F●Sgnore卿H●Fagin(eds・)讐魯・ら軌、こ

礎村英一訳、前掲書、一二二頁。

(32)ゆrign】Werry℃丁魯鳥寅§ミa§Coミ怨嶋ミ鳴§ミミq＼b亀ミ蹄a舷軌O§The

ζc§illgn℃ressり㊤-N噂p●心O●ベリー(伊藤達雄)訳『都市化の人間的結

果』鹿島出版会。昭和五一年、五五頁。
(.3)田中英夫「ゾーニングと法の前の平等」芦部・奥平・橋本編『アメリ

カ憲法の現代的課題』1、人権、一九七八八、一入九ー二四一頁、東京大

学出版会。

(34)アメリカの大都市政治における集権化と分権化の契機については、矢

済と貿易』横浜市立大学経済研究所、一九七九、六二

沢澄子「戦後アメリカ大都市政治における集権化と分権化の諸問題」『経

=七四頁。
(35)N[●』ano≦itz℃丁誉鴨OOミミ軸ミミ遣、蕊鈎ミ魯ミq、ba§⑦鳴ミミ塾The

FreeFress"-⑩紹.

(%)男o一①ndい植く『arren℃↓壽鳴COミ嚇ミミミ蝋受筑§＼N§鳴、軌らPa℃卜ondこカanα

】≦cZ巴leyいcげic99Pμ ㊤刈の噂℃bp●N刈Qー ωobo・
(37)GideOnSUober9矯Theorygnd菊esearcゴinいdrbgn.Socio一ogy"F]≦℃

=ρUser俸rF.Schnorey(eds・)"o》9、●》p・嵩① ●

(38)∪9<idN【.OlsoPTげeConceptof℃o≦er=>Fol一tic巴Scientist.s

Ferspecti<ρincげ鋤rlesN[ウOoae"n帥oth・(eds・)"Coミミミミ軌登

ミミ赴覇℃TheF叶eeFress"Z.yこ-Oコ"℃ ●腿o●

(39)≦]ar犀K①sseヨ鋤ln鋤ndUon巴dじσ.閑osent①l"ピoca一Fo≦erand
Oo§pgar①ti<eFolitics℃in≦-・ ∪●Ha≦一ey俸聞]≦●竃irt(eds・)℃愚・

9、こp●ω刈① ●

(40)矢崎武夫『日本都市の社会理論』学陽書房、昭和三八年、十四頁。

(14)旨.F・竃ayer(eユ・)℃》一e×isdeTocρue<iHρb鳴ミミC＼亀遷軌N》§寧

、軌らa℃》ncぽor切oo昇sUoub-ed鋤y俸Oon9娼9ny一ncこGarqenOity噂 Z・yニ

ー ⑩ ①O・

(42)高橋勇悦『現代都市の社会学』誠信書房、一九六九、八三頁。

(43)マーチンデールのように、〈国家〉を〈コミュニティ〉としてとちえ

ることについては、別稿を準備している。
(4)匂ohnぐく巴ton℃T『e<ertic巴》×isofCo§ヨUnityor99nization

andtheStructureofFo≦er」nミb・Ha毒ley俸F]≦●≦、irt(eds●)噂

O辱●ら篭・矯O●ω刈o●

(45)竃①rドー(esseln日anan山一)ona一d】W●カosenta導ピ-oc鋤lFo≦eranユ

Ooヨ嚇ra二くeFolitics℃in類b.H9窯lOy俸F]≦●ぞirt(eds・)℃軌ミdこ

O.
。

GN・

(46)∪9<達Har<ey℃OnCounteringthe蜜⇔r×ianζythlc匡89o

Styρハーヴェイ「マルクス主義者の神話に抗して」奥田道大-.広田康

生共編訳、前掲書、一五〇頁。
(慶応義塾大学専任講師)

34 (4・36) 43 6

The Study of Urban Sociology

Hiroo Fujita
Keio-Gijiku University

Urban Sociology has a long history since it originated in the Chicago School.
In analyzing the city social system, Urban Sociology has not taken into full account the connection between its own system and the overall social system (nation state). If this is the case, where has this prevailing character of Urban Sociology come from ?
From the point I have raised above, this paper attempts to explain the important problems of Urban Sociology. Above all, I question whether these characteristics of Urban Sociology have been caused by the actual form of the social systems of American cities, where there are peculiar features of American society. The existing local systems of American cities are characterized by decentralization of central authority and the autonomy of local government systems, which is symbolized by the >home rule< system.
At any rate, American cities have unusual autonomy as compared to cities
in industrialized countries. Recently these autonomous cities, working indepen-dently from the central governmont, are changing. Nevertheless the fundan-mental type of traditional American city life system has remained unchanged. In conclusion I hope to emphasize the peculiar theoretical characteristics of Urban Sociology in relation to the overall social system (nation state) by anal-yzing the actual form of American city life system.

34 (4 •E 106) 50 6